明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**五四）　一
○沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（**農林水産**五三五）　三
○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第四条第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（**同**五三六）　三
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（**防衛**三三～九一）　三
○昭和四十五年防衛庁告示第十九号の一部を改正する件（**同**九二）　六七

〔公　告〕

諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　六八
**地方公共団体**
教育職員免許状失効・失効取消、行旅死亡人、公示送達関係　二九
**会社その他**　三〇
**会社決算公告**　三三